

事 務 連 絡
令和3年4月9日

関係建設業団体各位

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業技術企画官 石井

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部

を改正する法律に関する周知について

平素は、建設業行政の推進にあたり、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日より、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）（以下、「フロン排出抑制法」という。）が施行され、同法で定める元請業者である「特定解体工事元請業者」においては、解体工事に係る建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認及び説明の実施および当該確認に係る書面の交付及びその資料を保存するなど適正な運用が求められているところです。

つきましては、改正フロン排出抑制法の厳正かつ実効性のある施行につきまして、貴団体会員各位への周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【参考資料】

出典：「[フロン排出抑制法ポータルサイト](#)」>「[手引き・参考資料](#)」

- 「[フロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されました](#)」※1
- 「[フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）](#)」※2

※1 建設・解体業者向けの改正ポイント（リーフレット）

※2 フロン排出抑制法の概要（パンフレット）